

福祉医療機構にご加入の共済契約者様へ

福祉医療機構との契約終了に係る事務手続きについて

福祉医療機構よりご案内の通り、福祉医療機構と当共済会との業務委託契約が、令和6年12月31日をもって終了しました。つきましては、今後、福祉医療機構の事務手続きに関しまして、以下の2点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

●書類の提出先について

契約解除に伴い、**令和7年1月1日より退職書類を含むすべての手続き及び書類提出先は福祉医療機構へ直送**となっております。

移行期間として、令和7年1月1日から令和7年3月31日までは、当共済会に誤って到着した福祉医療機構の書類につきましては、福祉医療機構へ転送いたしますが、移行期間終了後は個人情報取扱等の観点から転送が出来なくなります。

●退職金（退職手当金）の最終支払者について

福祉医療機構の新システム利用に際し、「退職金（退職手当金）の最終支払者」を選択する必要がありますが、**最終支払者は原則、福祉医療機構を選択**してください。

当共済会の退職制度は、法律上、社内退職金に位置付けられますため、共済会の退職金の支払い者は、各共済契約者（法人）となります。そのため、**最終支払者を福祉医療機構以外とした場合、各法人において、源泉徴収事務を行う必要があります**ため、ご留意ください。

また、福祉医療機構を最終支払者とする場合、共済会の退職金の源泉徴収票が必要となりますため、共済会の退職金の支払い手続き終了後に、福祉医療機構の手続きを始めていただく必要があります。これまで共済会にて貼付していた福祉医療機構提出用の源泉徴収票は、支払通知書等とあわせて各法人へお送りいたします。

共済会の退職手続きにつきましては、これまで通り書面でのやりとりとなり、金融機関への手続き等の都合上、最短でもおよそ1か月（繁忙期はおよそ2か月）を要します。今後、迅速化のために、手続きのオンライン化等も検討して参りますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※福祉医療機構の事務手続き等につきましては、福祉医療機構へお問い合わせください。☎0570-050-294（ナビダイヤル）

一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会

〒520-0043 滋賀県大津市中央3丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階

TEL:077-524-0261（平日9:00～17:00） E-mail:shigakyo@cello.ocn.ne.jp

【参考】（福祉医療機構の説明資料より抜粋）

※ 源泉徴収事務に関する変更点について

<複数箇所から退職手当金を受け取る場合>

令和7年1月から退職届、退職手当金請求書の提出先が、各都道府県の業務委託先（都道府県社会福祉協議会、共済会等）ではなく福祉医療機構となります。

退職関係書類については、業務委託先を経由しないため、退職手当金を複数箇所から受け取る場合は、退職届をご登録いただくときに、退職手当金の支給の順番をシステム上で選択いただきます。最終支払者が源泉徴収事務を行いますので、選択いただく順番によって源泉徴収事務の流れが異なりますので、ご注意ください。

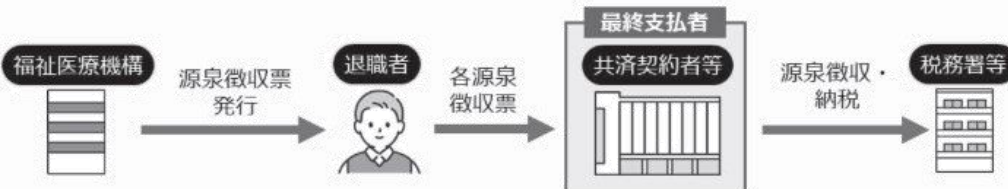
● 福祉医療機構が退職手当金の最終支払者となる場合

退職者が複数箇所から退職手当金を受けるときで、福祉医療機構が最終支払者となる場合は、福祉医療機構で源泉徴収を行います。
この場合は、福祉医療機構に退職届をご登録いただくときに、福祉医療機構以外が支払った退職手当金の源泉徴収票をシステムにアップロードしていただきます。



● 福祉医療機構以外が退職手当金の最終支払者となる場合

退職者が複数箇所から退職手当金を受けるときで、福祉医療機構以外が最終支払者となる場合は、共済契約者等の最終支払者が源泉徴収を行う必要があります。
この場合は、福祉医療機構が退職手当金をお支払いするときに、退職者へ源泉徴収票を発行します（その後退職者から最終支払者に源泉徴収票を提出いただきます）。



◎ 法人や退職者が福祉医療機構以外の退職金制度に加入されている場合、福祉医療機構の退職手当金の支払いの順番を他の退職金制度より先にするか後にするか決めていただく必要があります。支払いの順番については、他の退職金制度の支払時期や事務手続きなどをご確認のうえ、ご検討いただきますようお願いいたします。